



技能実習制度運用要領の 改正ポイント

外国人技能実習機構

令和7年4月1日付け改正

～はじめに～

技能実習制度運用要領が令和7年4月1日に改正されましたので、主な改正のポイントをまとめました。

改正ポイントの後に記載している【通し番号】は「技能実習制度運用要領」の一部改正について」に記載されている通し番号で、当機構のホームページに掲載しております (<https://www.otit.go.jp/system/outline/>) ので、改正内容の詳細は技能実習制度運用要領をご確認ください。

1. 技能実習制度関係（第2章関係）

- 監理団体が実習実施者に対して行う監査のうち、技能実習生に対する暴行等の人権侵害行為が疑われた事案については臨時監査実施後2週間以内の報告が必要である旨追記しました。
【通し番号1】
- 令和7年3月以降順次実施される「入国前結核スクリーニング」に伴い、対象国からの技能実習生の受入れに当たっては在留資格認定証明書交付申請時に結核非発病証明書が必要となることについて追記しました。
【通し番号2】
- 技能実習計画の認定申請については、原則として、技能検定等の合否が判明し、必要書類を揃えた上で、申請を行うことが必要である旨を明記しました。
【通し番号4、5】

2. 技能実習計画関係（第4章関係）

- 複数の法人が共同で技能実習を行う場合、「安全衛生に係る業務」をいずれか1つの法人のみに実施させることはできないこと、また、移行対象職種・作業を対象とする企業単独型の技能実習において、1つの法人が入国後講習のみ行うような計画は認められないことを明記しました。
【通し番号6】
- 技能検定等の合格を目標とした場合には、適切な時期に受検の機会を設けるべきことを明記しました。
【通し番号7】
- 技能実習生を業務に従事させるに当たっての実習環境についても、技能実習として行わせることが適当であることが必要である旨を追記しました。
被災した実習実施者の事業所における復旧活動について、技能実習を行うに当たっての環境を復旧させるための作業として、安全衛生業務に該当し得るものと認められる旨を追記しました。
【通し番号8】
- 一時帰国期間の計算における考え方を明記しました。
【通し番号9】
- 技能実習を行わせる事業所を複数有する実習実施者における、技能実習指導員、生活指導員の選任・指導について、一定の条件のもと、リモートワーク等により、他の事業所における技能実習や生活面の指導を行える旨を明記しました。
【通し番号11、12】
- 監理団体が改善命令を受けたことがある場合には、その改善命令を受けた点について、当該監理団体が改善に必要な措置を行った上、改善命令を行った主務大臣から改善の確認を受けている必要があることを明記しました。
【通し番号14】

- 宿泊施設の確保について、寝室に必要な設備のうち「採暖の設備」を「その他の社会通念上生活に必要な採暖・冷房設備等」に改めました。 【通し番号15】
- 優良な実習実施者の基準のうち「地域社会との共生に関するもの」について、受け入れた技能実習生に対し日本語の教育の支援を行っている場合で、認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用している場合は加点对象となる旨追記しました。 【通し番号16】
- 技能実習生の人数枠の算定に際し、実習実施者を派遣先とする派遣労働者については、当該実習実施者における「常勤の職員」とすることはできないことを明記しました。 【通し番号17】
- 技能実習計画の認定の欠格事由に係る確認書類のうち、社会福祉法人等で登記事項証明書に理事長以外の役員の記載がない場合は、役員の選任に関する理事会の議事録を提出するよう追記しました。 【通し番号18】
- 表「技能実習計画の変更認定と届出の区分」を改訂しました。変更点を含む項目は以下のとおりです。 【通し番号19】
 - 7 技能実習の期間及び時間数
 - 9 技能実習生の待遇
 - 12 実習実施予定表
- 改善命令を受けた場合、実習実施者は、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から改善の確認を受けるまでの間は、新たな技能実習計画の認定を受けることはできないことを追記しました。 【通し番号21】
- 技能実習生の行方不明を事由として技能実習実施困難時届出書を提出する場合は、同届出書の提出に加え、行方不明となった技能実習生に関する「行方不明が判明した際の状況説明書」（参考様式第1-46号）並びに直近3か月分の実習内容及び報酬支払状況が確認できる資料の写しの提出をお願いしたい旨を追記しました。 【通し番号22】

3. 監理団体の許可等に関するもの（第5章関係）

- 帳簿書類の確認にあたり、帳簿書類が書面に代えて電磁的記録により作成・保存されている場合に、当該帳簿書類を定期監査・臨時監査に先立って電子的に提出させ確認する等して監査の効率化を図ることができる旨を明記しました。【通し番号24】
- 訪問指導実施に当たり実習実施者から技能実習日誌を電子的に提出させ、技能実習計画作成指導者が確認すること等により、訪問指導の効率化を図ることができる旨を明記しました。【通し番号25】
- 宿泊施設の実地確認について、デジタル技術の活用により宿泊施設の様子を事前に確認することにより実地確認の効率化を図ることができる旨を明記しました。【通し番号27】
- 監理団体の業務の運営に係る規程のインターネット上での掲載方法について明記しました。【通し番号28】
- 法人税の確定申告書の写しを提出するに当たり、税務署の收受日付印押なつ廃止に伴い、收受日付印の押なつがなされていないものを提出することで差し支えないことを明記しました。【通し番号29】
- 外部役員又は外部監査人による帳簿書類の確認については、帳簿書類が電磁的記録により作成・保存されている場合には、実地での確認に先立ち、電子的に提出させ、確認する等して確認の効率化を図ることができる旨を追記しました。また、外部役員による確認、外部監査の結果を記載した書類は電磁的記録による作成・保存が可能であり、書類の提出も電子的に行うことができる旨を明記しました。【通し番号30】

- 優良な監理団体の基準のうち、「地域社会との共生に関するもの」について、受け入れた技能実習生に対し日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援している場合で、認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用している場合は加点対象となる旨を追記しました。
【通し番号31】
- 監理責任者の常勤性が確認できる書類として、①社会保険の加入を証明する書類、②賃金台帳の写し及び出勤簿等の写しを提出する必要がある旨を追記しました。 【通し番号32、37】
- 監理事業を行う事業所に関する賃貸借契約を締結する際、やむを得ず団体監理型実習実施者又はこれらと密接な関係を有する者を連帯保証人にする場合には、当該実習実施者に対する監理事業は別の監理団体で行う必要があることを追記しました。 【通り番号33】
- 「監理団体の役員や監理責任者としてふさわしくない者」の具体例として、「監理団体の役員の中に欠格事由に該当する者がいた場合で、当該役員の交代を行わず引き続き在籍する場合」を明記しました。 【通し番号34】
- 許可の有効期間の更新を受けることができなかった監理団体が講ずべき措置について追記しました。 【通し番号36】
- 監理責任者が常勤する事業所における業務を適時適切に行っていることを前提として、当該監理責任者がリモートワーク等により他の事業所における業務に一部従事することができる旨を明記しました。 【通し番号40】

4. その他

- 実習実施者や監理団体が認定・許可の取り消しを受けた場合の連絡調整その他の必要な措置について、「監理団体が許可の有効期間の更新を受けることができなかった」場合についても措置を講じる必要がある旨を明記しました。【通し番号42】
- 実習実施者・監理団体に対する機構による実地検査について、以下を追記しました。【通し番号44】
 - ・実地検査に時間を要する場合、複数日にかけて対応を依頼することがあること
 - ・実地検査において技能実習法令違反が認められた場合、機構から改善勧告書を交付して指導を行うので、早期に改善を図り、改善状況を書面で機構へ報告すること
 - ・重大・悪質な法令違反に関しては、行政処分等の対象となる可能性があるほか、罰則の対象ともなること
- 移行対象職種（コード7-14-1）がリネンサプライからクリーニングに変更され、作業に一般家庭用クリーニング（コード7-14-2）が追加されました。【通し番号48】

5. 様式の変更

- 技能実習計画認定申請に係る提出書類が変更され、一覧・確認表が更新されました。【通し番号45、46】
- 監理団体の許可申請の添付書類一覧表が更新されました。【通し番号47】
- 「事業報告書」の様式が変更されました。【通し番号49】
- 様式の新設と一部様式の廃止により、参考様式一覧が更新されました。【通し番号50】
- 以下の参考様式について様式が変更されました。【通し番号51～58】
 - ・ 「雇用契約書及び雇用条件書」 (参考様式第1-14号)
 - ・ 「技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書」 (同第1-21号)
 - ・ 「技能実習を行わせる理由書」 (同第1-22号)
 - ・ 「優良要件適合申告書 (実習実施者)」 (同第1-24号)
 - ・ 「監理責任者の就任承諾書及び誓約書」 (同第2-5号)
 - ・ 「優良要件適合申告書 (監理団体)」 (同第2-14号)
 - ・ 「団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等」 (同第2-16号)
- 以下の様式が新設されました。【通し番号55】
 - ・ 「行方不明が判明した際の状況説明書」 (参考様式第1-46号)